

イギリスにおける本人無能力時の任意代理存続に関する二つの先例：ドゥルー対ナン事件(Drew v. Nunn(1879) 4 Q. B. D. 661)とヨング対トインビー事件(Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215) 下

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008810">https://doi.org/10.14945/00008810</a>

「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例  
 —ドゥルー対ナン事件 (Drew v. Nunn (1879) 4 Q. B. D. 661) と  
 ヨング対トインビー事件 (Yonge v. Toynbee [1909] 1 K. B. 215)—」(ト)

志村 武 訳

表題の先例であるドゥルー対ナン事件 (Drew v. Nunn, (1879) 4 Q. B. D. 661) 控訴院判決の全部、およびヨング対トインビー事件 (Yonge v. Toynbee, [1909] 1 K. B. D. 215) 控訴院判決

の前半部分 (事実と当事者間の訴答手続の部分) の全文訳については、(上) で取り扱った。本稿 (下) は、その残り

の部分であるヨング対トインビー事件の後半部分 (判決部分) の全文訳である。この二つの判決の検討、およびアメリカの

ロー上の原則の総括的考察については、今後の研究課題としたい。

判例法 (この点については、拙稿「アメリカにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する三つの先例」静岡大学法政

研究平野克明先生退官記念論文集 一巻二・三・四号六九—一五頁参照) をも考慮に入れたこの問題についてのコメン・

研究平野克明先生退官記念論文集 一巻二・三・四号六九—一五頁参照) をも考慮に入れたこの問題についてのコメン・

ン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) 判決後、ド

ン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) 判決後、ド

ン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) 判決後、ド

ン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) 判決後、ド

ン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) 判決後、ド

これまで有効な法として作用し続けているか、その範囲に関するものである。スマウト対イルベリー事件において、アルダーソン財務府裁判所裁判官は、裁判所の判決を述べるにあたり、以下の三つに先例を類型化している。第一に、代理人が詐欺の意図をもって、自らの代理権につき悪意の不実表示を行った場合。このような場合においては、代理人は当然個人的に責任を負う。第二に、代理人が代理権を有していないにもかかわらず、代理権を有していると詐欺ではないが実際上真実に反して表示した場合。この類型に入るものとしては、たとえば、ポールヒル対ウォルター事件 [Polhill v. Walter(1832) 3 B.&Ad114] がある。この事件では、Bの代理人として為替手形を引受ける代理権をBから与えられていなかったAが、自分がしていることをBは遡及的に追認するだろうと善意で信じて、あたかも委任状によるかのように為替手形を引受けたのだった。このような場合においても、代理人は、自分自身が知っている事実を不実表示したことにより、相手方がそれに基づいて契約を締結する誘引となったのだから、個人的に責任を負うのである。第三類型は、代理人が善意で自分には代理権があると信じているが、実際には代理権がない

場合である。この第三類型をアルダーソン財務府裁判所裁判官はさらに二つの類型に分けていられるように思われる。そのうち最初のものは、代理人は代理権を有したことが全くなかったが、自分は代理権をもっていると信じていた場合（代理人が真正であると思っていた偽造委任状に基づいて行動した場合）であり、二番目は、実際に代理人は当初は完全な代理権を有していたが、その代理権が、消滅の事実を代理人側が知ることなく、あるいは、知る手段がなく、消滅した場合である。この二番目が、スマウト対イルベリー事件 [Smout v. Ilbery, 10 M.&W.1] の事実状態にあたる。私はスマウト対イルベリー事件 [Smout v. Ilbery, 10 M.&W.1] を「上記の二つの場合の前者（すなわち、代理人が代理権を全く有したことがなかった場合）において、代理人が責任を負うことにつき異議を述べているのではなくて、後者（つまり、代理人が当初は代理権を有していたが、代理権消滅の事実を代理人が知ることなく、あるいは、知る手段がなく、その代理権が消滅した場合）において、代理人が責任を負わないことを判令している」と理解するものである。この原則は次の言葉で述べられている。「そうだとすれば、以上の判例から導かれる真の

原則が、本人名義で締結された契約につき個人的に代理人に責任を負わせるためには、代理人側に何らかの不法行為や権利の不行使が存在しなければならぬものならば、本件のような場合には、代理人は責任を負わないということになるだろう。したがって、この結論に当裁判所は到達したのである。」もしそこで述べられた原則が真の原則であるのならば、最後に二つ述べられた場合の前者は後者と同じ方法で解決されるべきであつたように私には思われる。私には、代理人が一度も代理権を有していなかつた場合と代理人が当初は代理権を有していたが、その代理権が代理人が知ることなく、あるいは、知る手段がなく消滅した場合との間に、原則上區別が存在していることを理解できない。前者の場合同様、後者の場合においても、代理人は実際には有していなかつた代理権を有しているかのように何ら悪意ではなくして (without any mala fides) 行動時において表示した、という命題は真実であるように私には思われる。私見によれば、この場合、詐欺の有無にかかわらず、代理人は自分は代理権を有しているという黙示契約 (implied contract) に基づいて責任を負うのである。これが真の原則であるということは、この問題に関

する数多くの事件から私が選択した三つの事件のそれぞれの判決から私が引用する一節によつて示される、と私は考える。コーレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E.&B.647] にいては、ウィルズ裁判官が、裁判所の判決を下すにあつたつて以下の言葉を使つている。「自分が第三者の代理人として行動する代理権を有していると留保なしに主張することによつて、第三者の代理人として他人を誘引して自らと契約を締結させた者は、自らと契約を締結した者に対して、代理権の主張が真実でないことによつてその者が被つたいかなる損害に対しても責任を負う、という見解を私は有している。……代理人と称する者が善意で自分には代理権があると思つている事實は、その者の行動の道徳的な性格に影響を与へはする。しかし、かれが誘引して契約した相手に関する限り、かれが道徳的にみて善意であるからといつて、その役に立つたり、その被る不便や損害が軽減したりすることは全くないのである。このような場合において生じる義務は、次のように言うことによつて上手に表現することができる。すなわち、他人の代理人として契約すると称する者は、代理人と称した者が正当な代理権を有していることを信頼してそのような契約を

締結する者に対して、自分が有していると称した代理権が実際、本当に存在していることにつき、明示的でない限り黙示的に、請け負っているか、約束しているのである。」この言葉は、私が述べた二種類の場合のそれぞれに同様に当てはまる。私見によれば、この言葉は、スマウト対イルベリー事件

[*Smout v. Ilbery*, 10 M. & W. 1.] が真の原則であると規定した原則、すなわち、代理人に責任を負わせるためには代理人の側に何らかの不法行為(wrong)や権利の不行使(omission or right)が存在しなければならぬという原則、を維持することと矛盾する。ここで問題となっていることは、代理人の誠実さや善意(dona fides)に関することではない。代理人の責任は、自分が有していると称している代理権は実際、本当に存在しているという、代理人によってなされた黙示の請負や約束から生じるのである。代理権が一度も存在していなかった場合と代理権があったんは存在していたが消滅した場合の原則の違いを理解することは、私にはできない。ファーバンクの遺言執行者対ハンフリーズ事件 [*Firbank's Executors v. Humphreys*, 18 Q. B. D. 54, at p. 60.] における、この準則がエシヤール裁判官によって以下のように述べられている。「導き出

されるべき準則は、自分は本人の代理権を有していると主張することによって、第三者をしてその主張がなかったならば入らなかつたであろう取引関係(transaction)へ入るよう誘引したが、その主張が偽りであることがわかり、その主張がなされた相手方の権利を侵害した場合には、その主張をした者はその主張が本当であることを請け負っていたと考えなければならぬのであり、したがって、かれは生じた損害につき個人的に責任を負う、というものである。」

最後に、スターキー対イングラント銀行事件 [*Starkey v. Bank of England*] [1903] A. C. 114, at p. 119.] における、デイヴィ裁判官は、取引の相手方が他人の代理権を有していると表示することによって、第三者が入るよう誘引されたあらゆる取引(transaction of business)にこの準則が適用されると述べた後で、代理人と推定される者が自分が代理権を有していないことを知らず、そのことを調べる手段も有していなかった場合には、コーレン対ライト事件 [*Collen v. Wright*, 8 E. & B. 647.] の準則は適用されないと主張を拒絶し、ルイス対ニコルソン事件 [*Lewis v. Nicholson*] (1852) 18 Q. B. 503.] におけるキャンベル裁判官の、代理人は「詐欺(deceit)に対する訴訟

において、なんらかの詐欺(fraud)が存在していた場合には責任を負い、私見によれば、本件のように黙示契約に基づいて自分は代理権を有していると通知した場合には、詐欺(fraud)が存在していた場合であろうがなからうが、責任を負う。」という言葉を引用し、私見として、「この分野の法の適用上、代理人と推定される者が自分の代理権の瑕疵を知っていたか否かは、まったく重要ではない。」と述べて結論としている。

以上の三つの判決の結論は、私見によれば、次のとおりである。すなわち、代理人として行動していると称する者の責任は、(a) その者が詐欺を行ったとき、(b) その者が、詐欺は行わなかったが、実際には代理権を有していないのに代理権を有していると不実の表示をした(untruly represented)とき、(c) その者が自分は代理権を有していると善意で不実の表示をする(innocently misrepresents)が、事実(1)その者が一度も代理権を有したことがなかったとき、あるいは、(2)当初存在していた代理権がその者の知らない、または、知る手段をもたない事実によつて消滅したとき、のいずれかであるとき、に生じるというものである。最後の(c)の責任は、代理人として行動していると称することによつて、そ

の者は自分が代理権を有することにつき黙示的に契約しているという事実から生じるのであつて、その者が自分の代理権の瑕疵を知っていたか否かは重要ではないのである。

もちろん、この黙示契約の成立(implied contract)は、特別な場合における事実によつて排除されうる。たとえば、自分が依頼している委任状(warrant of attorney)が真正なものであるかどうか自分は知らないで、その委任状の有効性を保証するつもりはないこと、あるいは、自分の本人は外国にいるので、自分は本人がまだ生きているかどうか知らないということ、などを代理人が契約の相手方に対して当該時点において述べたことを自ら証明するならば、黙示契約を発生させるような表示(representation)は存在しないだろう。これが、「このような状況のもとでは、本人の生命が継続しているということとは、契約の両当事者が等しく知っていた事実であつた。」という一節に表現されているように、スマウト対イルベリー事件 [Smout v. Ilbery, 10 M. & W.] の判決理由であつたのかもしれない。そして、これがストウリの代理法の 256 条 a [Story on Agency, s. 256a.] がこの判決を是認する根拠であるように思われるのである。夫は、世界史上、通信が

現在のように発達していなかった時期である、一八三九年五月に中国に向けてイギリスを出発したのであり、事実がこのようなものであったので、妻は、夫が生きているとあえて断言できず、断言しなかったことを、商品を提供した肉屋が知っていた、ということ根拠にして裁判所は判断したように思われる。もしそうであるならば、黙示契約は存在していなかったことになる。私が引用した言葉に述べられているように、この事件の原則は、言葉の上ではそうなっていないけれども、この根拠に依拠しているつもりで述べられたのかもれない。そして、もしその原則がサルトン対ニュービーストンサイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch.43] において理解されたように思われるのと同様に理解されるべきであるとすれば、その原則はコールレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E.&B.647] とは相容れない、と私は考える。私が述べてきた先例から導き出される限り、真の原則は、代理人側の不法行為 (wrong) や権利不行使 (omission of right) に依拠するのではなくて、黙示契約 (implied contract) に依拠するのである、と私は考える。

本件における事実は以下のとおりである。ソリシタはトイ

ンビーの代理人として行動する代理権を当初は有していた。

この代理権はトインビーの精神障害 (unsoundness of mind) によって消滅した。その後、ソリシタは一九〇八年十月三十日に応訴することを引き受け、最初の訴訟に十一月六日に応訴し、その訴訟が取下げられた後、十二月二十一日に応訴を引き受け、十二月三十日に二番目の訴訟に応訴した。その後、一九〇九年二月二十二日に特権を申し立て口頭による名誉毀損を否定する答弁をして、四月五日になってようやく、実際には依頼者が精神障害になっていたということを原告に知らせたのだった。この間ずっと、ソリシタは原告に訴訟費用を負担させたが、この訴訟費用は、自分たちは被告の代理人として行動する代理権を有しているというソリシタの表示 (representation) を信頼したために、かかったものであった。ソリシタは黙示契約の成立が排除されたということを示す事実を証明しなかった。

ソリシタは、依頼人に対して代理人として訴訟上あらゆる適切な措置を講じ続ける義務を負っている特殊な代理人である、ということが当裁判所に対して強調されている。しかし、このソリシタの代理権のもつ特殊性はさほど重要ではない、

と私は考える。他方、被告トインビーが原告のソリシタに手紙を書き、ウォントナー氏とサンズ氏に連絡をとるようにな言つた八月二十一日以降、原告は同様業者間の礼儀として被告と直接連絡をとることは許されなかつた点に留意しなければならぬ。一九〇八年八月から一九〇九年四月までの期間を通して、ソリシタは知る手段を有していたが、被告が精神障害になつていたことにつき実際には確かめなかつた。その間、ソリシタは、自分たちは被告を拘束する能力のある立場にあり続けている、という自分たち側からの表示となる行為をおこなつた。しかし、この表示は事実ではなかつたのだつた。私の判断では、ソリシタは、自らが実際には有していない代理権を有しているという黙示の担保責任ないしは黙示契約(implied warranty of contract)に基づいて、責任を負うのである。

以上の理由により、上訴人は勝訴して、ソリシタに対して損害賠償を命じる命令を獲得する資格を有し、この損害の大きさはおそらく訴訟で浪費された原告の訴訟費用の額となるだろう、と私は考える。したがつて、本件上訴は当裁判所ならびに下級審の訴訟費用につき認められるべきである。

スインフィン・イーディ裁判官。原告は、先の十月二十六日に補助裁判官に、訴訟における応訴とその後のすべての手続は削除されなければならないということ、および、被告のソリシタであるウォントナー氏とサンズ氏は原告の現在までの訴訟費用を支払うよう命じられなければならないということ、を申立てた。この申立は、書記官によつて原告のソリシタに対して作成された宣誓供述書によつて裏付けされた。その宣誓供述書によつて、この事件の令状は一九〇八年十二月十九日に発給されたこと、そして、ウォントナー氏とサンズ氏が被告の代理人として応訴することを引き受け、十二月三十日に適切に応訴したことがわかれるのである。この宣誓供述書の第5項は次のように述べている。「一九〇九年四月五日に、ウォントナー氏が私のところに立ち寄り、私に、前述の被告ハリー・ヴァルビー・トインビーが医師によつて精神異常であると認定され、その後すぐ、裁判上はそのように宣告されていないものの精神障害者であるとして適法に拘禁されたということを知らせていった。そこで、私はその後、トインビーがかれの言うように、医師によつて精神異常であ



ると認定され、どちらの訴訟の令状も発給されていない段階である一九〇八年十月八日に拘禁されたということ、そして、一九〇九年二月二十六日にトインビーの妻サラ・エティス・トインビーを、一定の財産後見人の権限を有するかれの財産の財産管理人に任命する、精神障害における命令が下されたということ、を確認したのである。一九〇九年四月五日に、ウォントナー氏とサンズ氏がトインビー氏のおかれている状態についてそのように教えてくれるまでは、私はいかがが精神障害であるということを知らなかつたのである。もつとも、ウォントナー氏とサンズ氏は一度ならず私に、トインビー氏は健康状態が優れず、仕事に専念することができないと話したことはあつた。補助裁判官は、ウォントナー氏に訴訟費用支払を命じることを拒否した以外は、求められたとおりの命令を出した。原告は、ウォントナー氏へのこの訴訟費用支払命令の拒否を不服として、裁判官のもとへ上訴したが、裁判官は補助裁判官の判断を維持した。そこで、原告は、今や本裁判所へ上訴し、ウォントナー氏は現在までの訴訟費用を支払うよう命じられねばならない、という命令を求めたのである。

一九〇九年四月五日以前に、ウォントナー氏とサンズ氏が被告の精神障害について知つていた、という示唆はなされておらず、また、ウォントナー氏とサンズ氏の善意(good faith)についてはまったく疑いをさしはさむ余地はない。

被告の代理人として応訴することを引き受け、そして、応訴することによつて、ウォントナー氏とサンズ氏は被告のソリシタとして行動する代理権を有していると表示したのであるが、その行動より早い時点で生じた被告の精神障害によつて、実際にはウォントナー氏とサンズ氏は、被告の代理人として応訴したり、応訴することを引き受けたりする、被告に由来する代理権を何ら有していなかつたのであり、したがつて、自分が権限なくして行動したことにつき責任を負うのである、と原告は主張した。ウォントナー氏とサンズ氏は、被告が精神障害になつていながつた一九〇八年八月に被告を代理する代理権を受領し、実際に当該訴訟に関する事柄につき被告を代理したこと、および、自分たちの代理権が消滅していたことは知らなかつたし、相当の注意を払つていたとしてもそれを確認できなかったであらうから、スマウト対イルベリー事件 [Smout v. Ilbery, 10 M. & W. 1.] とサルタン対

ニュービー・ストン・サイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch.43] に依拠して、このような状況の下では、彼らは相手方の被った費用につき何ら責任を負うものではないこと、を主張した。

私見によれば、考慮すべき重要な時点は、応訴がなされた一九〇八年十二月三十日にほかならない。この日は、ウォントナー氏とサンズ氏が、被告の代理人として訴訟において答弁をする代理権を有することを表示した日だったのであり、この表示に基づいて、原告は、現在までに不適切であった (abortive) ことが判明している、当該訴訟手続を継続することによって自分の不利益となるように行動してきたのである。

この見解によれば、ウォントナー氏とサンズ氏はスマウト対イルベリー事件の原則によつて保護されることなく、彼らは単に善意で、しかし、代理権なくして、行動したという立場にあるにすぎないのである。このような状況の下では、ただ善意であるということだけで、ウォントナー氏とサンズ氏が保護されることはないであろう。したがって、彼らは誤つて導かれてしまった相手方の被った費用を支払う責任を負っているのである。この点につき、ニュービギン バイザ

スイー ガス会社対アームストロング事件 [Newbiggin-by-the-Sea Gas Co. v. Armstrong, 13 Ch.D.310] 参照。フリッカー対ヴァン グルッテン事件 [Fricker v. Van Grutten [1896] 2 Ch.649] も参照。

私見とは異なり、ソリシタが訴訟の防御をする代理権を当初有していたのかどうかという問題を決定すべき時点は、ソリシタが被告の代理人として行動するように指示された一九〇八年八月である、という見解が正しいとするならば、彼らが、かつては有していたが知らずに消滅してしまつた代理権に基づいて行動し続けることの結果はどうか考へる必要がある。

代理人がある特定の行為をする代理権を有していると表示したにもかかわらず、当該代理権を有しておらず、それによつて他人が誤つて導かれ不利益を受けたという場合に、損害賠償において代理人に責任ありとする根拠は、かれが自分が有していると称した代理権を有していたという黙示契約ないしは黙示の担保責任 (implied contract or warranty) が存在することである。このことから、原則上、代理人がそれに基づいて行動していると称している代理権が継続的な代理権である

ときには、かれがその一連の行動をする代理権を有しているという継続的な明示の表示とかれが当該代理権を有しているという黙示の契約ないしは担保責任とが存在している、となるように思われる。フアーバンクの遺言執行者対ハンフリーズ事件 [Firbank's Executors v. Humphreys, 18 Q.B.D.54 at p.60] において、エシヤール裁判官は、これについての法を以下のように述べている。「コーレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E.& B.647] の原則は、ある者が他人を誘引して契約を締結させるという場合よりも、さらに広く適用される。ある者が、自分は本人の代理権を有していると主張することに よつて、第三者をして、その主張がなかったならば入らなかつたであろう取引関係 (transaction) へ入るよう誘引したが、その主張が偽りであることがわかり、その主張がなされた相手方の権利を侵害した場合には、その主張をした者はその主張が本当であることを引き受けていたと考えなければならぬのであり、したがつて、かれは生じた損害につき個人的に責任を負う、という準則が導き出されるべきである。」また、リンドリ控訴院裁判官は、「一般的にいつて、損害賠償請求訴訟は、他人を誤つて導く不実表示を、不誠実ではなく (honestly)

行つた者に対しては存在しないであろう。しかし、この一般的な準則に対しては、少なくとも一つの例外が確立しているのである。すなわち、それは、代理人が有していない代理権を有しているように装つて、他人をして、当該代理権を代理人が有しているという信頼に基づいて、代理人と取引するよう誘引する場合である。」と述べている [8 Q.B.D.54 at p.62]。さて、私の判断では、この原則は、代理人が有していると装つた代理権が一つの行為だけに適用されるのか、一連の行為に適用されるのかにかかわらず、両者に等しく適用されるのであり、後者の場合に、代理人の行為の一部だけが代理権消滅により代理権なくしてなされたとしても、この場合にこの原則が適用されてはならない理由は存在しない。一連の行為のうち最初のうちになされたものは代理権がある時に行われたという事実によつて、その後、代理権なくして行われた行為について違いが生じるべきではない。

被告の主張は、スターキー対イングラント銀行事件 [Starkie v. Bank of England, [1903] A.C.114 at p.119] に於ける貴族院のデイヴィ裁判官の意見とは相容れない。デイヴィ裁判官は、「かれ [アピュン氏] の議論の全重点は、本件は詐欺

行為に関する準則の例外ではないこと、ならびに、コーレン  
対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E.&B.647] やこの逐一  
列挙する必要のないその他の事件で定立された準則は、代理  
人と推定される者が自分が代理権を有していないことを知ら  
ず、そのことを知る手段も有していなかった事件には適用さ  
れないこと、を示すことにおかれてきている。……私は、こ  
の分野の法の適用上、代理人と称する者が自分の代理権の瑕  
疵を知っていたか否かはまったく重要ではない、という見解  
を有している。そして、まさに、これがストウリ裁判官  
が、既にふれた代理に関するその著書の第二版以降同様、第  
一版で主張した法理にはかならないのである。」と述べてい  
る。そして、リンドリ裁判官は、ファーバンクの遺言執行者  
対ハンフリーズ事件判決 [Firbank's Executors v. Hum-  
phreys, 18 Q.B.D.54] は有効(sound)であると述べ、その結果、  
私がすでにふれた、その事件が控訴院に係属しているときに  
かれが以前に述べたことを貴族院でまた繰り返し述べている。  
ホールズベリー裁判官は、ある者が代理人として行動すると  
称するときには、その者は自分が自分の表示したものである  
ことにつき約束ないしは保証しているのだから、その者が自

分が表示したものが真実であると信じていたとしても、その  
約束ないしは保証に基づいてその者を訴えることができる  
規定する、財務府会議室裁判所で維持されたコーレン対ライ  
ト事件第一審 [Collen v. Wright, 7 E.&B.301; 8 E.&B.647]  
のいくつかの判断に賛成し、それを引用して、リンドリ裁判  
官と同じ見解を表明している。さらに、ホールズベリー裁判  
官は、この原則はデリー対ピーク事件判決 [Derry v.  
Peck (1889) 14 App.Cas.337] によつて影響を受けないとも指  
摘している。

以上、私が言及してきた先例に鑑みれば、サルトン対ニュー  
ビーストンサイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle  
Co. [1901] 1 Ch.43] でスターリング裁判官が依拠した区別、  
すなわち、リキシタが自分の代理権が撤回されたことを知り、  
または、相当の注意を払えば知りえたかもしれない時点の前  
後の時期の区別、つまり、しばらくの間、代理権なくして行  
動した代理人に個人的な責任を負わせるためには、代理人の  
側に何らかの不法行為ないしは権利の不行使が存在していな  
ければならないという原則、は有効な(sound)ものではないと  
いう見解を私は有している。

私の判断では、スマウト対イルベリー事件〔*Smout v. Ilber-ry, 10 M. & W. 1*〕が、自分の代理権が撤回されたことを知らずに行動し続ける代理人は自分が代理権を保証ないしは表示したことにつき相手方に対して責任を負わないと判断したならば、その限りにおいて、この事件はもはや法であると考えることができないのである。

私は、訴訟行為において裁判所は、その成員であるソリシタを大いに信頼しているということを付け加えたいと思う。裁判所はソリシタの依頼により令状を発給するし、ソリシタが被告の代理人として行う応訴を、その代理権を疑うことなく当然のこととして受け入れるのである。訴訟の相手方もまた、自分の相手方のソリシタが代理権を有していることにつき疑ったり調査したりすることなく、同様の基盤に基づいて行動するのである。もし仮にソリシタが、当初、代理権を有していた場合に、代理権なくして行動し続けたことにつき、訴訟の相手方に対して何ら責任を負わないとするならば、大きな混乱と不安定がもたらされるであろう。かつては、コモン・ロー裁判所は、アトニーが原告として訴え、被告として防御することを引き受けたならば、アトニーが代理権を有し

ていると推定し、その点につき調査しないものだ、という見解に非常に厳格に基づいて行動したものだ。その態度は徹底していて、（支払能力ある）アトニーが代理権なくして訴訟手続の開始ないしは防御を行ったとしても、裁判所は介入せず、被害を受けた当事者をアトニーに課される損害賠償による救済に委ねたのだ。サルケルド判例集に搭載されている匿名事件〔*Anon. 1 Saik. 86*〕において、ホールド首席裁判官は、「アトニーが応訴することを引き受けたときには、裁判所はそれ以上調査せず、あたかもアトニーが十分な代理権を有しているかのように訴訟手続を進め、当事者にそのアトニーに対する訴訟を委ねるといのが当裁判所の方針である。」と述べている。この点につき、スタナップ対イーヴァリー事件〔*Stanhope v. Lavery (1836) 5 Dowl. 357; 3 Bing. N. C. 301*〕ならびにベイレイ対バックランド事件〔*Bayley v. Buckland (1847) 1 Ex. 1*〕も参照。その後、ロブソン対イートン事件〔*Robson v. Eaton (1785) 1 T. R. 62*〕におけるマンズフィールド裁判官の判示の結果、コモン・ロー裁判所は異なった見解を採用し、代理権なくしてなされた訴訟を停止して、アトニーに費用を支払わせたのだった。この点につき、ハツパート

対フィリップス事件 (Hubbart v. Phillips (1845) 13 M. & W. 702) ならびにレイノルズ対ハウエル事件 (Reynolds v. Howell, L.R. 8 Q.B. 398) を参照。通常、事務がなされる方法においては、相手方のソリシタが、行動する外観を有する前に、すでに正当な代理権を有していることにつき、それぞれの当事者が信頼できることが要求されるのである。ソリシタにとつては、自分の依頼人とできるかぎり最良の意思疎通をはかり、必要となるであろう代理権や指図をそのつど手に入れることが常に自由に行えるのである。しかし、相手方のソリシタは、自分の相手の依頼人と意思疎通をはかることはないし、マーゲットソン&ジョーンズに関する事件 (M. Margaretson & Jones [1897] 2 Ch. 318) において、ケケウィッチ裁判官が指摘したように、一般的に言つて、そうすることは適當ではないのである。私見では、ソリシタが依頼人を代理するにつき、自ら有すると主張する代理権の存在につき保証していると考ええることは、法的事務を正しく行うためには絶対必要なことである。仮にもし保証していないとするならば、自分の相手のソリシタが、その発言や行動につき正当な代理権を有していることを、誰も安心して当然の前提とする

ことはできないだろう。そして、現存する基盤にもとづいて法的事務を行うことは不可能になるであろう。したがつて、法的責任はどうであれ、訴訟において訴訟当事者の一方の代理人として行動する外観を有するソリシタはその代理権を保証しているのだという根拠にもとづいて、裁判所は、それ自身の成員に対して有している権限を行使して、訴訟を進めていくべきである。

私見では、上訴通知書のとおりに命令が今、発せられるべきである。

ヴォーン・ウィリアムズ控訴院裁判官。ためらいをおぼえつつ、疑問がないわけではないが、私は同僚によつて表明された見解に従うことにした。私は同意し、当裁判所は、被告トインビーに対する訴訟にかかったすべての費用の支払をウォントナー氏とサンズ氏に命じることを拒否するウィルバーフォース補助裁判官の判断を不服として、原告によつてなされた上訴を却下するサットン裁判官が下した判決を破棄し、本件上訴を認めねばならない、という結論に私は到達したのである。

当裁判所に係属している本件では、上訴の弁論において、事実についての争いはみられなかった。最初の令状についても二番目の令状についても、それ自身にそれぞれの令状に対して応訴することを十分に正当化するだけの包括的な依頼 (General instructions) が存在していたという点については意見の一致をみていた。しかし、被告の精神障害 (unacity) によってこの依頼は消滅したと言われている。

代理権が精神障害によって消滅するならば、それ以降に生じたすべての費用につき、ソリシタは、たとえどれほど善意であろうとも、支払義務を負うと考えなければならないのではないかと私は思う。当初、ソリシタは代理権を有していたが、その代理権がソリシタの知ることなく精神障害や死亡によって消滅した場合に、ソリシタは責任を負うと考えるのは、法の拡張適用 (an extension of the law) である、と私は信じる。スマウト対イルベリー事件判決 [Smout v. Ilbery, 10 M. & W. 1.] はコーレン対ライト事件判決 [Collen v. Wright, 8 E. & B. 647.] によって覆われたと考える必要はない、と私は考へる。なぜならば、スマウト対イルベリー事件におけるアルダーソン財務府裁判所裁判官の判決の最後に述べられた、本

判決はこの判断がなされた時点に存在している夫と妻という法的関係に基づくものである、という言葉が当該判決を無効にしている、と私は考えるからである。

裁判官室においてそうであったと思われるように、もし本件事実に関して争いが存在していたならば、正式事実審理を経ない懲戒命令 (summary disciplinary order) でこの問題を処理するよりも、原告の訴訟に委ねるのがより良い方法であると私は考えるべきであつただろう。この点のみ、私は付け加えねばならない。

判決は、当裁判所ならびに下級審の訴訟費用に関して上訴は認められる、というものである。

上訴は認められた。

上訴人のソリシタ J. H. ヨングおよびウォーセスターの代理人である ウッド、ビッグおよびナツシュ

被上訴人のソリシタ ウォントナーおよびサンズ